

めて粗雑ろさつにしく食事中坐客さきやくの威儀動作いぎどうさも亦粗野ろや鄙ひ賤せんを極きよくめたりと謂いはずんはあるべし今其例證れいしやうを掲かげんに紳士食事を爲すに方あたりて脱帽だつぼうせず又偶たまま佳肴かこやう美食びしよくの食卓しよくたくじやう上に來ることあれば四邊周圍しへんしゆういの衆しゆ客きやく盡ことごとく坐ざを離はなれて我第一われだいいちにと先さきを爭あらうひつゝ妄みだりに食かまほり食しよくするは恰あたかも餓狼がろうの一群いちぐん一嚙いちちやくの肉にくを食くり食かまほするに異ちがならざりしと云ふ其粗野無禮ろやぶれいなること果たまして如何いかろや今之を想像そうざうするだも尙ほ其無禮ぶれいを咎とがめずんばあるべからず今や則ち然らず食物の調理

法大ほつだいに開ひらけ坐客ざきやくの進退舉動しんたいきようどうも亦秩然ちつぜんとして順序じゆんじよあり且其温雅おんが優美ゆうびなる大に觀みるべきものあり十九世紀じゅうきゅうせいの今日けふに至りては家長賢媛かちやうけんねんの正餐せいざんの食卓しよくたくじやうに向むかひ夫々それぞれ膳部ぜんぶの手配てくばいを爲すは恰あたかも名將謀士めいしようぼうしか戰場せんぢやうに臨のぞみ夫々軍下ぐんかの部署ぶしよを定さだむるに異ちがならず正々堂々せいせいどうどうとして亂みだれず崩くづれど賓客ひんかくの一隊いったい押し寄せ來るも何かあらんと言いはぬばかりの風情ふうせいあり嗚呼あゝ亦盛さかならずや今正餐せいざんをして愉快うきげんならしめんと欲せば食物の調理てうり

法會食者接待法の三者皆な是れ善良ならずんばあ  
るべからずこの三者の所謂鼎立の勢を爲し互ひに  
相依り相待て初めて正餐を全からしむる者あれば  
此内一者だも不充分ならざらんことを要す今食物  
に就て言はんには通常主たる食物にのみ重きに注意  
して之か従たる食物に至りては殆んど念頭に懸け  
ざるの風あり是れ大なる過誤にて主従の食物二つ  
ながら注意を加へずんばあるべからず又佳肴珍味  
は固より備へずんばあるべからずと雖ども一人に

就き五拾種の多きに及ぶべからず通常之が制限あ  
らんを要す又誰彼の差別なく會食せしむるは甚だ  
不便利にして且不散に渉るの恐れあれば須らく撰  
定する所なくんばあるべからず又接待法の善悪は  
主として給仕人の巧拙に據るものなれが故に給仕  
人を撰擇せずんばあるべからず會食者多くして自  
宅の從僕を給仕人に充つるも尙ほ不足する時俄か  
に他より傭入ること往々之あり斯る場合に於て  
は給仕人不馴にして坐間に周旋奔走中動もそれは

器皿をして憂々音を發せしめ甚しきに至りては手中の物を取落して紳士貴女の新衣を汚すこと少なからず能々注意せずんばあるべからず給仕人一人にて六人以上の客に應ずべきものに非らず紳士貴女へ宛てたる正餐の案内狀は定日より二週間或は三週間前に發すべきものとすこの案内狀を受けたるものは直ちに應答せずんばあるべからず且一旦之を承諾したる以上は決して破約すべきものに非らず嚴密に之か約を踐ますんばあるべからず

す若し約に背きて到らざることある時は獨り先方をして失望せしむるのみならず大なる不都合を來し不敬焉より大なるはなし  
 正餐の時間は古代は午前九時十時の間なりしが現今は午後七時より八時までを通常とす  
 正餐の席に列なるものは通常既に結婚したる男女に限るものゝ如しと雖も二三の少年少女を混せしむるは亦可なりと謂つべし正餐の會食に案内すべきものは其身分已と同一ならんことを要す又必

らずしも己の朋友若しくは己と全く同一の地位の  
 人に限りたるものにもあらずさりながら正餐に會  
 食する人の舞踏會杯の席と異なり極めて親密なる  
 交際を爲し得べきが故に成るべく社會よて同方向  
 に運動せる人々のみを案内するを善とす  
 寡黙沈靜なる人のみを一堂に會食せしむるは宜し  
 からず談話を好める人をも其中間に挿むを要すさ  
 りながら客人にして餘りに饒舌なるは却つて見苦  
 しきものなり

正餐卓上の中央に美麗なる花飾あらんことを要す  
 さりながら大客の時は食卓の上下各所に散在せし  
 むべし正餐の花飾は殊に注意して善良なるものを  
 撰ずんはあるべからず  
 總て食事を爲す時は靜かに咀嚼するを要す決して  
 音を發せしむること勿れ諺に曰く會食者にして馬  
 の食するが如く咀嚼をして音を發せしむる程不敬  
 にして且賤しきものは他にあるべからず  
 朝餐又は小食に於ては會食者自から其坐を離れて

其欲する所のものを求め得べしと雖も正餐に於ては之を許さず凡る會食者の解散するハ午後十時半若くは十一時たるべし各會食者の迎ひの馬車來る時は給仕人靜かに之を其持主に報すべし

○晚餐

晚餐も亦他の食事と均しく重要なるものにして萬國皆な之を貴尊したりしが竟に正餐と相伍して互ひに競争すること能はず之か爲めに一步を譲りて

其聲價を墜すに至りたり古代は晚餐なるもの日常食時の第二に位し此時を以て全家族表坐敷に相會し團欒以て箸を下すを常とせ其体裁儀式の如きは總て正餐の席に均しきものとす且其食卓上には滋味美食を多く排列し食前食後必らず手を洗ふを禮とす晚餐終りて寢に就くも亦其通則なり晚餐の會食者寡き時は通常前食事の殘物を用ふるをを得べし但し食物の恰好体裁をして前食事と異ならしめずんばあるべからず是れ小食の時と均し

く調理法に極て注意する所なくんばあるべからず均しく晚餐の名を有すと雖とも夜會若しくは舞踏會に要する所の晚餐に至りては大に異なる所あり其食卓上の結構排列等結婚式の朝餐に極めて相類似する所多を要す食卓の中央彼方より此方へ通じて立派なる花飾菓物等を排置すへし且種々の嘉肴珍味中鳥類を能く調理し之を寸斷碎片となし而して後細絲を以て再ひ之を縫合し故體を存せしめたるものを備へ置くべし又其晚餐に供すべき諸食物

と汁を除くの外皆な冷物を用ふべし植物製の食物及ひ乾酪は之を用ひざるを善とす

家お依りては正餐を正午時に喫し晚餐を日々に喫するを最とも便利なりとすることあり殊に職人の如きは終日市街に出て働をなし夜に入りて歸り來り美味の晚餐に向ふは最とも其愉快とする所なり

○ 踏舞

或人曰く凡る舞踏會を催ふすに嚴冬沍寒の季節に限るものとす彼の北風凜烈として窓を撲ち氷柱檐

頭に懸る時舞蹈室内紳士貴女婀娜嬋娟として踊り舞ふは亦活潑爽快ならずやとさりながら青年少女は夏夕秋晚或は室内に於て舞蹈を爲すもの少なからず舞蹈は四季一として不可なるものなかるべし凡る舞蹈には公會私會の二種あり舞蹈公會とは舞蹈委員なるものありて某日某所に於て舞蹈會を催ふす云々と新聞紙に廣告するか故に之か會員たらんと欲するものは舞蹈切手を買得せすんはあるへからず之を舞蹈公會と云ふ舞蹈公會は概ね午後十

一時頃に始まりて翌日午前頃に終るを常とす舞蹈私會とは己か知己朋友等を招集して舞蹈を爲すもの是れなり舞蹈私會は通常午後九時に始まりて翌日午前三時頃に終るを常とす  
 舞蹈會に臨むもの人目を眩惑せしむへき美服を着する場合は稀なりと雖も決して平常乃衣服を着すへきものに非らず或は世人の熟知せる古代の服制を用ふることあり或は外國の服制に從ふことあり舞蹈會に要する所の服制は殊に其人の性質、顔面

容貌等に適應せずんばあるべからず  
 舞踏私會を催ふすに當りて先第一に注意すへきも  
 のは舞踏會に要する所の諸室是れなり今舞踏の準備  
 備をして全からしめんには少なくとも七室なくんは  
 あるべからず其七室とは衣裳室二個茶室休息室迎  
 接室舞踏室晚餐室是れなり  
 舞踏私會をして完全ならしめんには種々の準備な  
 くんはあるべからず就中舞踏室床板踊手音樂及ひ  
 晚餐は何れも皆な善良ならずんばあるべからずさ

りながら全からんを求むるは困難事なるか故に必  
 用缺くへからざるもののみを擧げんに舞踏室は必  
 しも善良ならずんはあるべからず今人ありて舞踏  
 會を催ふさんと欲するに當りて俄かに室の大小恰  
 好を變更すること能はずと雖も其室は可及的大  
 にして殆んど方形ならずんばあるべからず長狹室  
 は舞踏室に極めて不便なり又床板を新たに造るを  
 要せずと雖も敷物を存せるは舞踏の妨害を爲す  
 ものなれば之を除却せずんばあるべからず床板は



極めて平滑ならんことを要す  
 音楽も亦善良ならざるべからず音楽若し拙なきは  
 折角の舞蹈會を全く興味を失し殺風景の甚しきも  
 のと謂ずんばあるべからず音楽拙にして舞蹈を巧  
 みならしめんと欲するも能はざるなり舞蹈會の人  
 數寡ければ洋琴を彈する樂人一人にして可なりと  
 雖も人數多ければ従つて之に加ふるに笛提琴等  
 の樂器を以てすへし  
 舞蹈を催ふせる家は各室何れも燈光輝々として恰

かも白晝の如くならんことを要す是れ燈光は活潑  
 愉快の情を起さしむる媒助たればなり闇然として  
 暗ければ自から鬱憂の情を發せしむるものなれば  
 勉めて明光々輝たらんとを要ささりながら燈火を  
 多く點するは従つて室内に瓦斯を充たしめ人に害  
 毒を與ふるか故に注意して室内の空氣を流通せし  
 むるか或は室内を輝かしむるに他の良法を用ひす  
 んはあるべからず舞蹈室には決して蠟燭を點すべ  
 からず是れ隔手婆娑旋轉の際自から風を生し蠟燭

四邊に轉動し且蠟淚衣裳に點し亦拭ひ消すへから  
さるの恐れあれはなり因つて適度の洋燈を各所に  
鉤るし其光線強からずして能く照らさんことを要  
せ又室内に莫大なる花飾を要せと雖とも適宜の  
花を飾り置くへし

茶室は休息所と爲すを得へし茶室の床板は成るへ  
く舞踏室の床板と同じからんことを要せ該室内の  
卓上には氷紅葡萄酒林檎酒三鞭酒列門酒伽餅菓子  
麵包等を備へ置くへし又給仕人二三人ありて常に

客人の爲めに周旋盡力するを通常とす  
舞踏會に臨みたるもの歸家せんと欲する時は主人  
に暇を告ぐるを要せず密かに立去りて他に知らし  
めさらんことを要す是れ會員の總崩とならんこと  
を恐るればなり

○遊戯

諺に曰く剛毅の心は健全無病の體軀に宿ると宜な  
るかな言や今人あり其體軀健全無病ならずして心  
智の改良發達を求めんと欲するも得べからざるな

り是れ生理學上復た動べからざる定論と謂つべし  
 されば人たるもの其の心智をして十分發達せしめ  
 んと欲せは先つ其體軀をして健全ならしめずんば  
 あるべからず體軀の健全ならんを欲せば適宜の運  
 動遊戯なくんばあるべからず抑も野外の遊戯鬱散  
 は體軀をして健全ならしむるの一方便と謂つべし  
 因つて今野外の遊戯鬱散又就き聊か論ずる所あら  
 んとするは亦無用の事にあらざるべしと信ず蓋し  
 或は犬を携へ獵銃を肩にし山壑丘陵を跋渉して鳥

獸を狩り或は河海の岸頭竿を横へ芳餌を投じ巨口  
 細鱗潑刺たるを押へ或は扁舟を浮べて自から櫂橈  
 を操り或は嚴冬迥寒に際し氷沓に乗りて滑路を疾  
 行するか如き皆な是れ體軀を健全ならしむる遊戯  
 鬱散なり故に此等の遊戯に就き聊か叙述する所あ  
 らんとす

獸獵に伴ふは獨男子のみならず女子も亦加はるこ  
 とを得べし或時人あり一貴女に向ひ此獵し得たる  
 鹿の咽喉へ一太刀御試みありたしと言ひつゝ獵夫

の使用すべき刀劍を指し出せしに其貴女之を拒絶したりしかば當時の習慣に違へりとして他より大に輕蔑を受けたることありしと云ふ是れ古代の一話柄なりしが現今の女子は斯る殘酷の舉動を爲さずと雖ども獸獵に伴ふて山野を跋渉することあり先獸獵を企てんと欲する時は豫じめ之が會合所を新聞紙にて廣告すべし而して其當日に至り共に朝食の會食をなし夫より目的の山野に赴くを常とす但し會食時間は午前六時を通例とすれ共十時に及へる

こと往々之ありこの獸獵に要する紳士貴女の服制と様々あるも今之を畧すこの獸獵の一隊の終日山野を跋渉し午後六時に至り歸りて一堂に相會し快よき正餐の食卓に向ふを常とす英吉利人は運動の爲め主として遊獵を好むと雖ども佛蘭西人は常に馬に乗り野外を遊歩せり水邊に釣を垂れるの大に巧拙のあるありさりながら主として撰むべきは位置天氣の模様水工合及び大聲談笑するも魚之に感せざる所等是なり又從者

一人を携へ餌を取替へ或は釣得たる魚を捕ふる等の勞を取らしむべし又紳士の側に貴女均しく釣を垂れて絲を纏し杯して困難の体ある時は紳士直ちに之が助を爲さずんばあるへからず又漁し得たる新鮮魚を即坐に炮きて之を食するは一種の妙味ありと謂つべし多くは此遊の興味深くして時の移るを覺へざるものなり

紳士貴女と共に舟遊を試みる時の貴女の愉快を助け且之を保護せずんばあるべからず殊に貴女の舟

に乗る時杯は之を扶け乘して快よく其坐に着かじめ衣服を濡さしめさらんふとを要す又乗手にして能く漕ぐものあらは舟主より之に櫂を授くるを禮とす

冬季に際し氷沓に乗りて氷上を疾行する遊戯は最も活潑なるものと謂つべし古へは貴女氷沓に乗らずして只男子の氷沓に乗るを傍觀するを以て満足し居たりしが今や則ち然らず貴女にして氷沓に乗るものも亦少なからず紳士若し相識の貴女と均し

く氷沓に乗る時は之が爲に氷沓を授け抔して周旋せずんばあるべからず若し又其貴女尙ほ未だ此技に熟せざる時は殊に注意を加へて夫と教示する所なくんばあるべからず氷沓に乗らんと欲するものは先益大の小池にて修練するを要す

○死亾

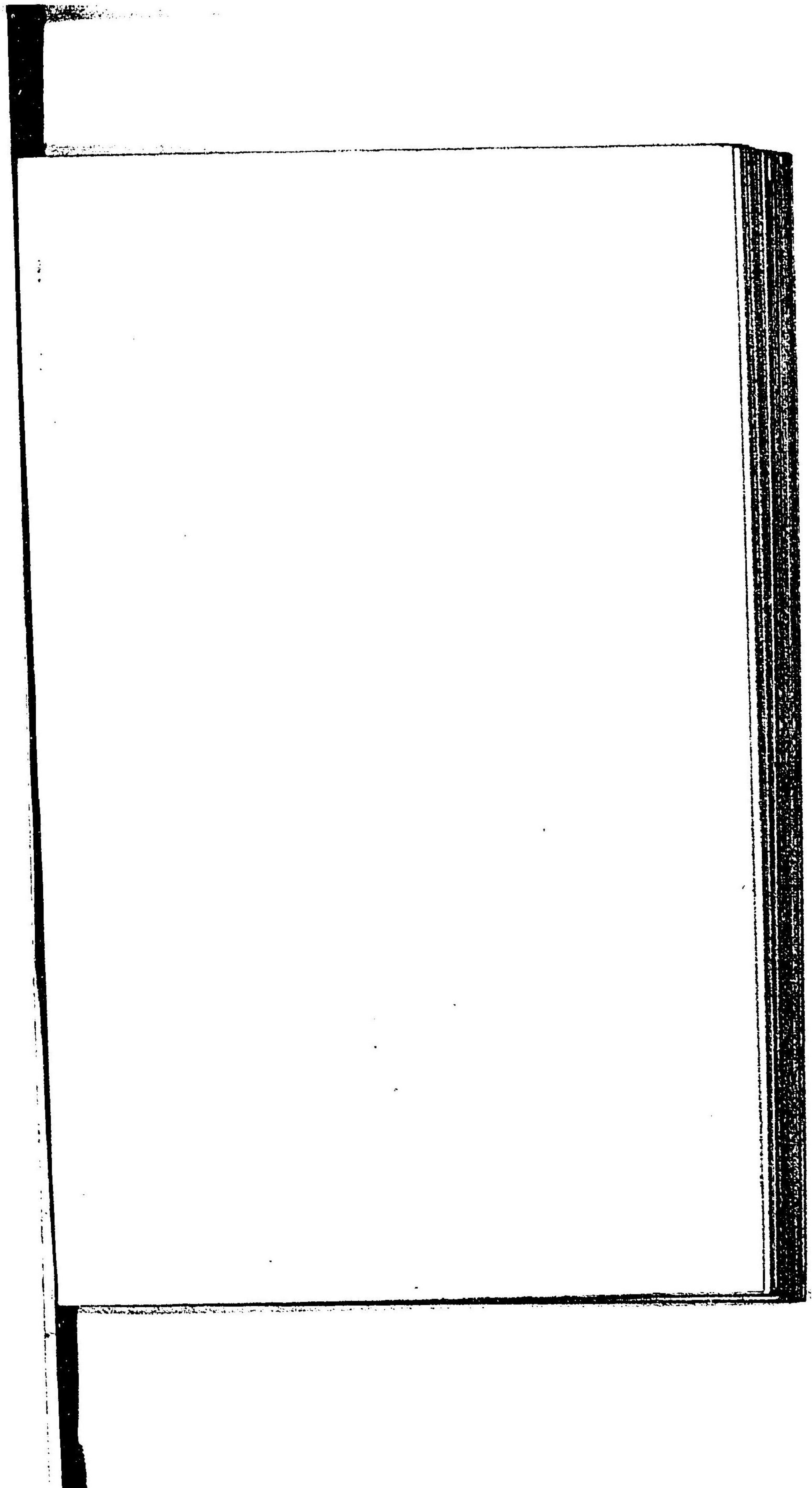
人死すれハ則ち萬事休す上王侯より下庶人に至るまで免かるへからざるものは死なり如何に富貴榮華を極むるものも如何に貧賤苦界に陷るものも一旦無

常の風誘ひ來らは忽ち泡沫夢現消て復び跡を留めず憐むべし一家眷族打ち寄りて空しく歎き悲しむのみさりながら死者を其儘に抛擲すべきものにあらず夫々葬送の手順を選ばずんばあるべからず因つて今茲に葬送手續の概畧を叙述せんと欲す死者あれば則ち直ちに之か棺を設けて其死体を納めこの棺の一方へ白色の金屬か或は眞鍮の延板へ死者の姓名年齢及び死せし年月日を記したるものを備へ置くべし

夫より直ちに死去の爲知状を認めて親類一同と親密なる朋友へ送り遣はすべし又新聞紙にても報告すべし

案内して葬送の儀式に列ならしむべきものと通常死者の別懇なりし朋友と親密なりし醫師及び法律家に限るものとす今通常行はるゝ所の葬送の儀式を掲げんに棺に次くものは死者に最も近親なる眷族にして其中にも親疎の等級に従つて列を定む其次には薄縁の一門類族其次に至りて朋友知己之

に従ふ而してこの儀列中に空虚にして密閉したる馬車數多あること往々之あり是れ死者及び遺族へ對して尊敬の意を表せんが爲めに其朋友より送りたるものなり斯くて寺院に至れば則ち僧侶例に依て夫々形の如く儀式を行ひ夫より一同僧侶と共に墓所に赴き悲しくも最後の儀式を終へ人々思ひくりに解散す只親族別懇なるものくみ再び死者の家に歸り来り一同の面前にて法律家が死者の遺言書を讀み上るを常とす





明治十九年十月七日版權免許

全 二十年六月一日讓受御届

全 年六月一日再版御届

全 年七月 出版

\*\*\*  
定價金五拾錢  
\*\*\*

岡山縣土族

編輯人 秋庭濱太郎

東京牛込區東五軒町十一番地

東京府平民

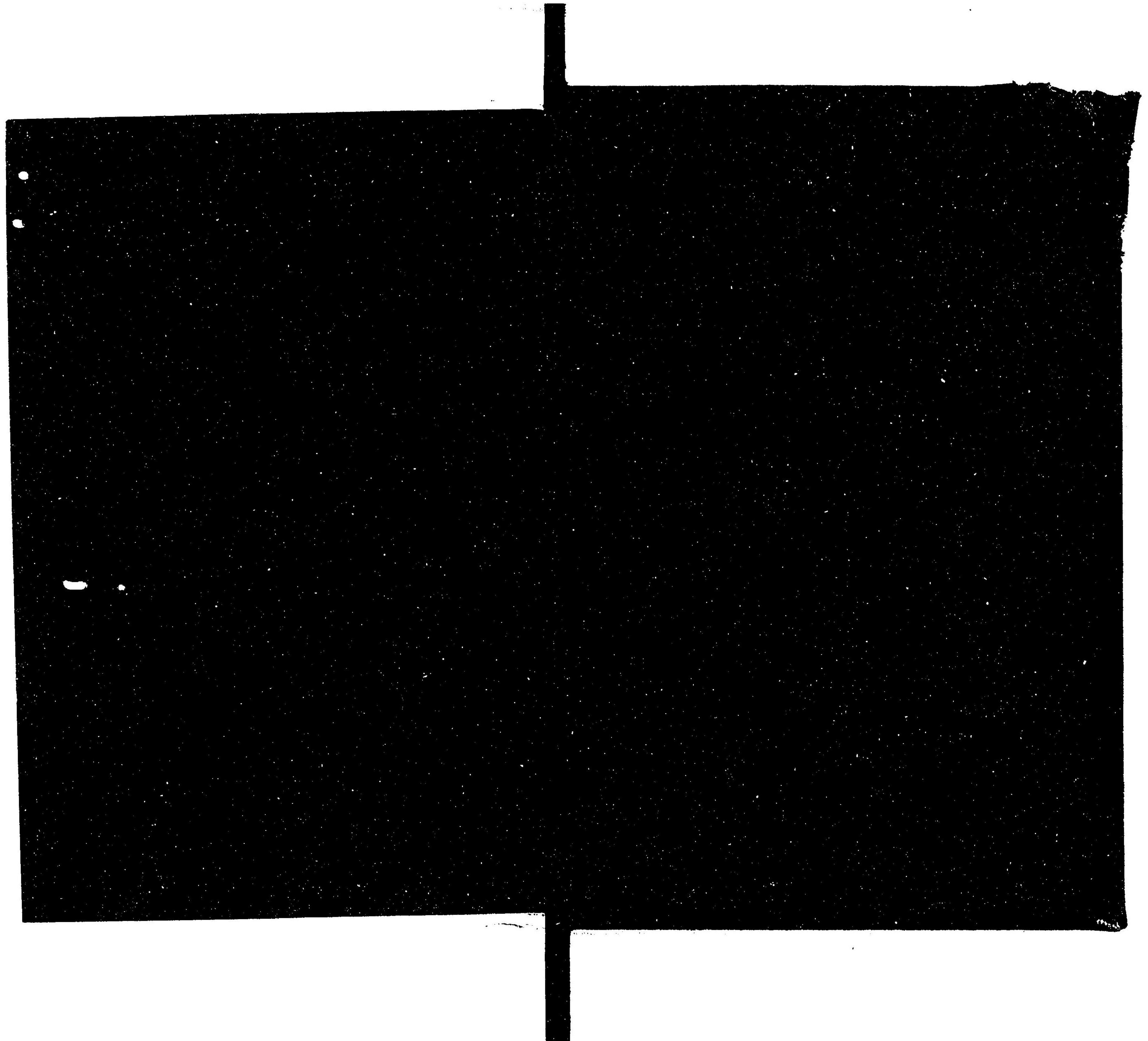
出版人 西田久吉

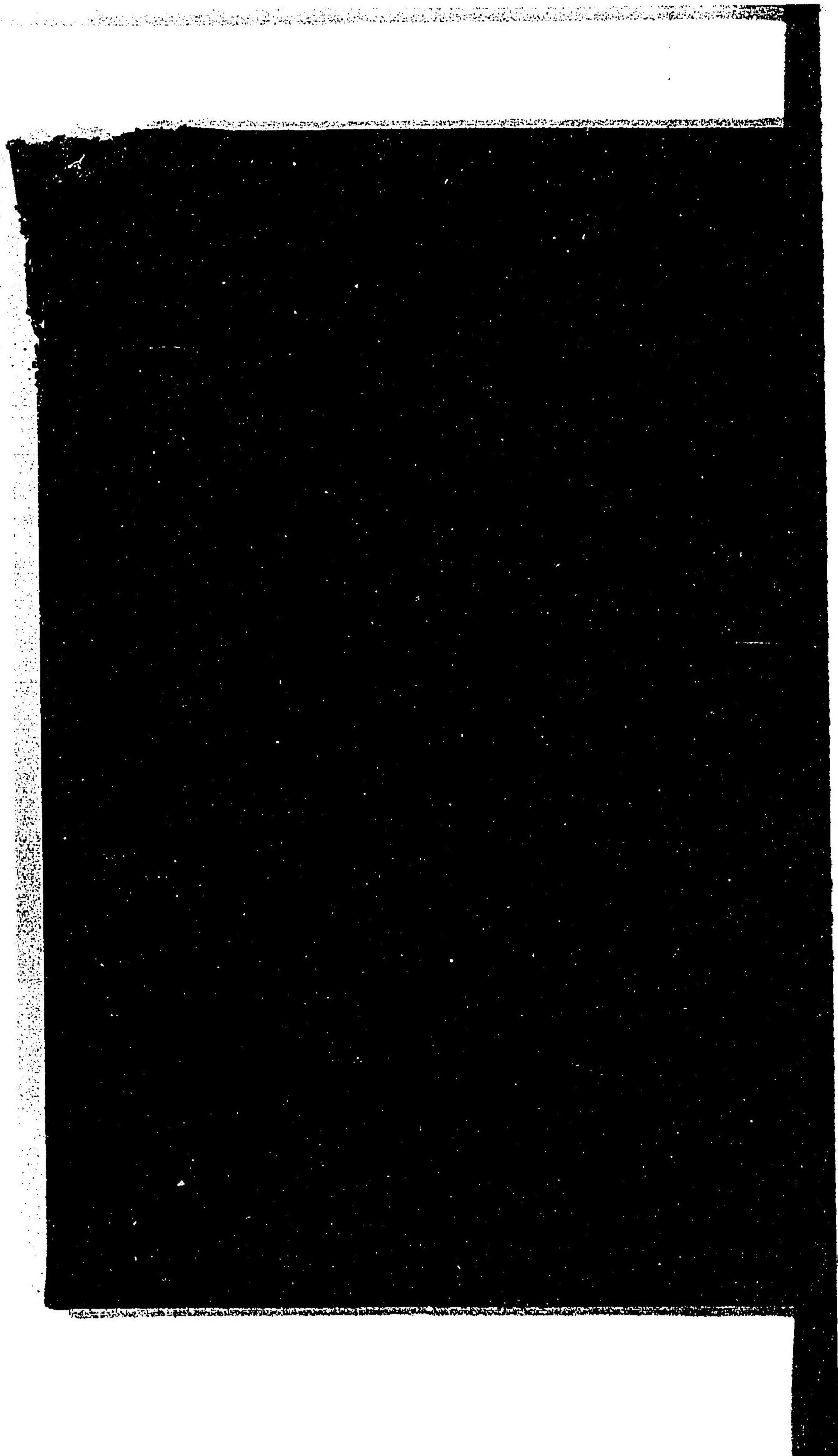
東京神田區錦町貳丁目三番地

東京神田區錦町貳丁目三番地

發兌 自然堂







084345-000-8

特64-768

内地雑居交通宝鑑

一名、英語独案内

秋庭 浜太郎/編

M20

DAH-2038

